

# 組合士さん こんにちは

訪ねた組合士

協同組合 行政手続研究機構  
理事長 近藤 定雄さん  
副理事長 吉森みどりさん

吉田 純子さん  
山崎 智博さん  
山口 哲生さん

## 組合に通曉する専門職として事務局運営をサポートします

### 行政書士組合としてスタート

協同組合 行政手続研究機構は、理事長の近藤定雄さん以下、5名の行政書士、社会保険労務士で構成されている。そもそもは平成13年2月8日にさいたま行政書士協同組合としてスタートしたが、途中で現在の名称に変更し、今年で設立7年目を迎えている。

行政書士は個人事務所の形態で開業、業務を展開する人が多い。同業者団体としては埼玉県行政書士会も存在するが、実際に業務を行っている、行政書士の仕事は法定業務と呼ばれる専門分野に収まらない場面も数多い。そこで、「より広範囲な行政手続や民事契約にまつわる手続をもっと専門的に勉強していこう」という有志が集まったのが組合設立のきっかけだったとのことである。

県内における行政書士協同組合第1号として発足当初は行政書士のみで構成していたが、行政手続、それを行う行政書士は法律隣接専門職と呼ばれるとおり、その業務は行政書士という一つの士業の

範囲で完結しない場合も多い。さらに、行政書士を頼ってくる顧客たちは、一つの相談場所を求めるサービスがすべて満たされる、いわゆるワンストップ・サービスへの希望が年々強くなっている。

そうであるとするれば、「対応する顧客の希望により沿うためにも、組合に他の士業も仲間として迎えよう」と、社会保険労務士である吉田純子さんも参加、現在の組合員5名の体制が整ったのである。

### 小さい組合事務局をサポート

現在、協同組合 行政手続研究機構を構成する組合員メンバーは全員が組合士資格を取得している。

同組合に相談に来るのは、組合設立を考えている中小企業経営者のグループや、すでに設立した組合として外国人研修の受入れなど組合事業を検討している中小企業組合などである。その多くは小規模で、事務局職員はパート職員などが一人二人というところが大半であり、なかなか組合運営の専門家である組合士を専従させることはできないのが実際である。

「そのような組合の相談をサポートするのも、我々の組合としての目的、事業の一環です。その場合に組合士の資格を取得し、組合運営の専門知識を身につけておくことは必須なのです」と近藤理事長は、組合員全員が組合士資格保持者であることの必要性、重要性を指摘する。

### 1組合1組合士の実現を希望

さらに、組合士の資格を取得していることのメリットについて、組合新設や外国人研修生受け入れについての相談業務を担当することの多い吉森みどりさんは、「組合の新規設立などは、埼玉県中央会さんとも相談しつつ対応を図りますが、やはり組合について専門的に勉強して分かっていると相談に対しての説得力や自信が違います」と自分自身が納得して業務を遂行できることを指摘する。

「組合士の資格を取るための勉強は組合とは何かを理解することそのものです。組合のあるべき姿を踏まえて、通常の企業へするのとは違った視点でアドバイスができています」と、組合

士である行政書士としての自らのあり方を総括するのは山崎智博さんである。

近藤理事長は「今回の法改正で監査業務など組合運営はより専門性を求められています。本来なら、1組合1組合士をスローガンから現実のものへと欲しいところですが、実態として困難な組合も多い。我々としては、そのような組合に対してこそ、その運営をサポートしたいと考えています」と今後の組合としての展望を語る。業務の外部化、いわゆるアウトソーシングはビジネスの主流となりつつあるが、組合と組合士においてもアウトソーシングの可能性があるのかも知れない。



(協)行政手続研究機構のメンバー(1名欠席)